

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 11 月 23 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

労働協約改定等

令和 6 年 11 月 19 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

くしろバス株式会社（北海道）、弘南鉄道株式会社（青森）、下北交通株式会社（青森）、岩手県交通株式会社（青森、岩手、宮城、埼玉、東京）、岩手開発鉄道株式会社（岩手）、岩手県北自動車株式会社（青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川）、秋田中央交通株式会社（宮城、秋田、東京）、羽後交通株式会社（岩手、宮城、秋田、山形、東京、神奈川）、十和田観光電鉄株式会社（青森、岩手、宮

城、東京)、庄内交通株式会社(宮城、秋田、山形、埼玉、千葉、東京、京都、大阪)、宮城交通株式会社(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、千葉、東京、富山、石川、愛知、京都、大阪)、福島交通株式会社(宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、新潟、愛知、京都、大阪)、小田急バス株式会社(千葉、東京、神奈川)、関東バス株式会社(秋田、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、奈良、岡山)、湘南モノレール株式会社(神奈川)、南海電気鉄道株式会社(大阪、和歌山)、株式会社ウイング神姫(兵庫)、エイチ・ディー西広島株式会社(広島)、芸陽バス株式会社(広島)、鞆鉄道株式会社(広島、愛媛)、備北交通株式会社(島根、広島)、因の島バス株式会社(広島)、本四バス開発株式会社(広島、愛媛)、防長交通株式会社(東京、京都、大阪、兵庫、島根、広島、山口、福岡)、サンデン交通株式会社(山口、福岡)、船木鉄道株式会社(山口)、中鉄バス株式会社(兵庫、島根、岡山)、岡山電気軌道株式会社(岡山)、水島臨海鉄道株式会社(岡山)、備北バス株式会社(大阪、岡山)、中鉄北部バス株式会社(岡山)、日ノ丸自動車株式会社(兵庫、岡山、広島、島根、鳥取)、石見交通株式会社(大阪、島根、広島)、一畑電車株式会社(島根)、一畑バス株式会社(大阪、岡山、広島、島根、鳥取)、日ノ丸ハイヤー株式会社(鳥取、島根)、長崎自動車株式会社(福岡、長崎、大分)、壱岐交通株式会社(長崎)、いわさきコーポレーション鹿児島交通株式会社(福岡、熊本、宮崎、鹿児島)、いわさきコーポレーション種子島・屋久島交通株式会社(鹿児島)、沖縄バス株式会社(沖

縄)、中部観光バス株式会社(沖縄)